

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 城陽市上津屋境端3番地	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 イーグルデリカ 代表取締役 井上隆二 電話 0774 - 54 - 1163
---	---

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。

特定事業者の 主たる業種	食品製造業
-----------------	-------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
-----------	--

計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月
------	-------------------

基本方針	空調設備の効率改善及び断熱構造の見直しでエネルギー消費効率を改善、廃棄物排出量の削減と節水対策の推進で、5%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。
------	--

推進体制	生産技術部長を中心に地球温暖化対策の実施計画策定と、進捗状況の管理システムを構築する。
------	---

年度ごとの具体的な取組及び措置	計画内容	
	年度	設備、対象、工程等
18~19	全部門	全社を挙げて 'クールビズ・ウォームビズ' を推し進める。
18~19	工場全部門	空調機圧力抑制の為の整備計画と空冷室外機の水噴霧装置導入を積極的に進める。
18~19	工場全部門	工場外壁の断熱塗装を立案し、夏場の空調効率を改善する。
18~19	工場製造部門	水道蛇口に節水コマの導入、水道ホースの先止め導入等節水対策を推進する。
18~19	工場設備部門	排水処理施設の高濃度処理改修で産業廃棄物排出量を削減する。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	計画内容		
		基準年度 (実績) (17)年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19)年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
A 事業所等排出区分		3,579 t	3,394 t	-5.2 %
B 輸送車両排出区分		t	t	%
C その他排出区分		t	t	%
	排出合計	*1 3,579 t	*2 3,394 t	-5.2 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算 (t))	
森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	
府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t	
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t	
	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t	
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	
	削減量等合計			*3 t	

差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)	基準年度 (実績)		目標年度 (計画)		削減率 (計画)
	1	t	()2-(*)3	t	
	1	3,579 t	()2-(*)3	3,394 t	-5.2 %

特記事項
1. 当社は弁当・おにぎり及び調理パンの製造メーカーですが、加工場の空調機設定温度は製品の衛生上の理由から20℃以下の設定となっており、空調効率の改善がエネルギー消費効率に直結して参ります。
2. 炊飯や冷凍食材の解凍及び機器の洗浄等に大量の水を使用しています、エネルギー消費の面では間接的ではありますが、節水対策にも積極的に取り組んで行きます。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。